

此花区公告第 90 号

令和 8 年 9 月 18 日

大阪市長 横 山 英 幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
出口 綾子	
黍原 佑允	
GONZALEZ W YATT MAGDA	